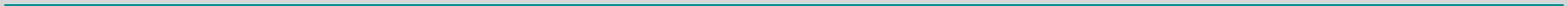
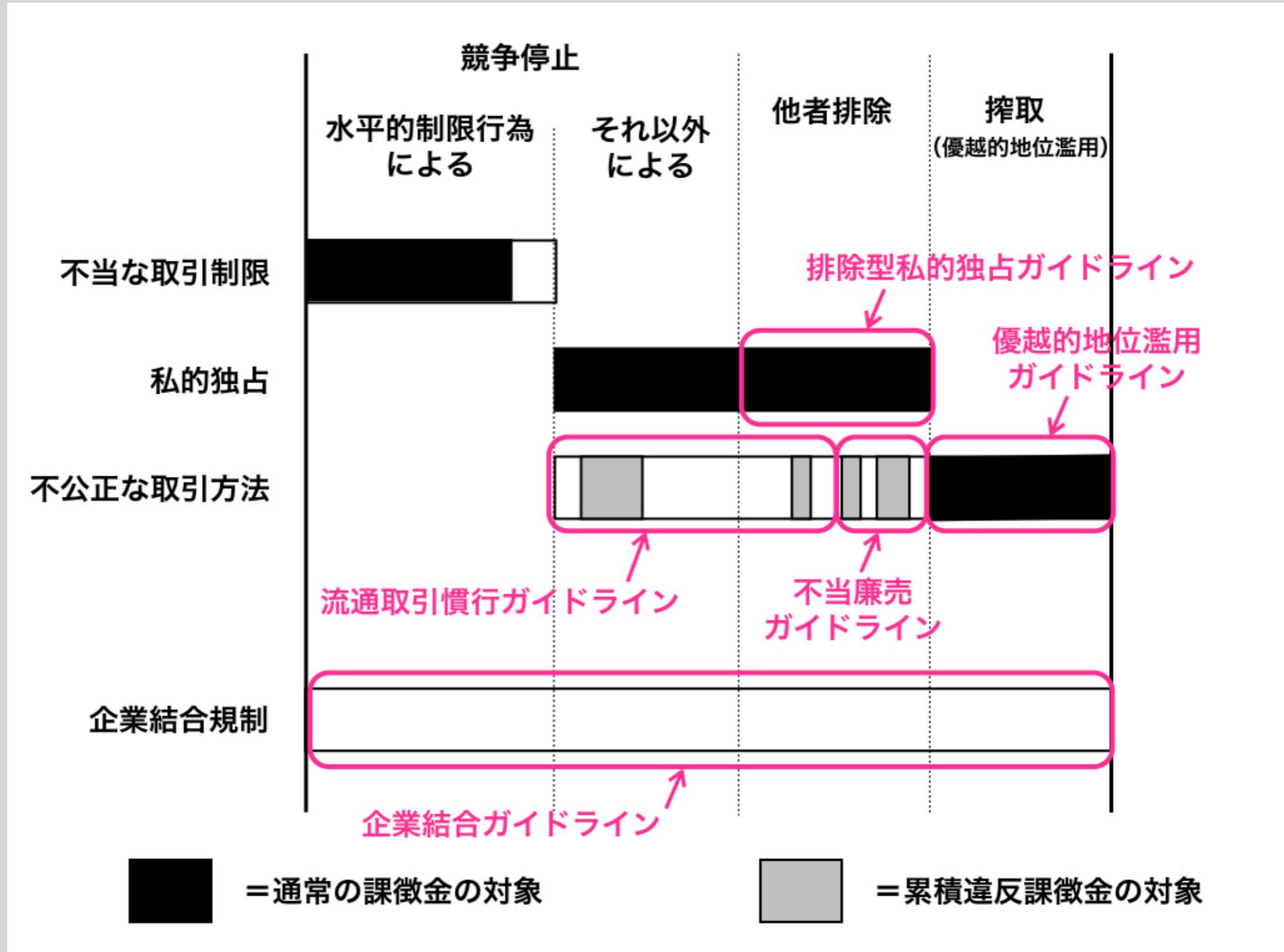


11 略奪廉売系 (入口・本体)

入口



このユニットの位置付け



- * 比較的、単純なのでここで
- * 私的独占 2条5項（うち排除型）
- * 不公正な取引方法
 - * 2条9項3号
 - ▶ 「商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給」
 - * 一般指定6項
 - ▶ 「商品又は役務を低い対価で供給」

- * 基本的に全て必要だが、以下のものは、本体講義の後に読むほうがよいかもかもしれない。
- * 重要 176-181 費用
 - ▶ 179の図 最終的にこれがわかればいい
- * 必要 183-184 安値入札

本体

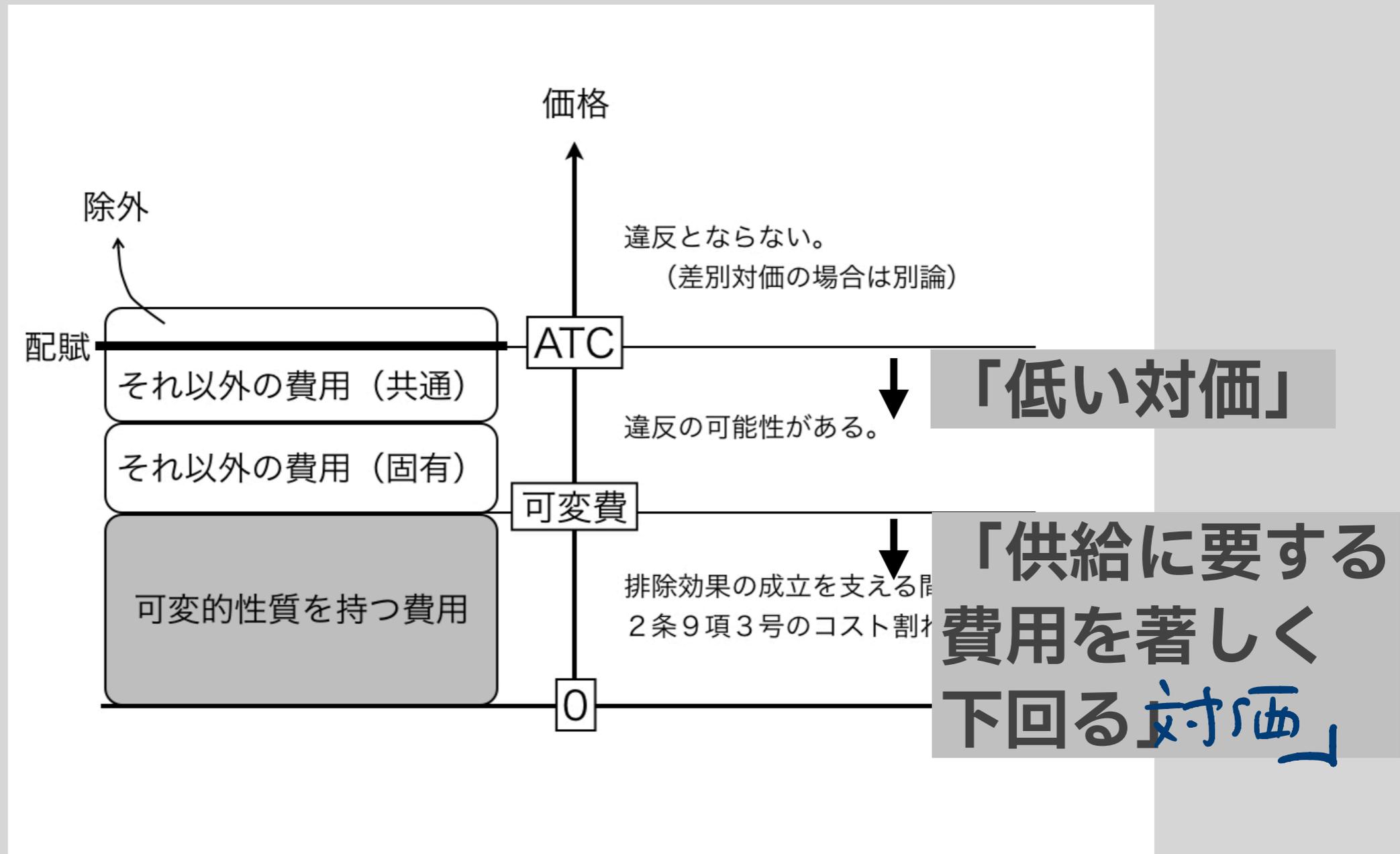
- * 「不当廉売」という言葉は「不公正な取引方法」に紐づけられることが多い。
- * → 私的独占もあわせて総合的に論ずる場合には「不当廉売」と言わないのが無難
- * → 「略奪廉売」
 - ▶ 「略奪廉売」には、略奪廉売系の差別対価も含む（10 取引拒絶系 「交通整理」）
- * 「対価」と「価格」は同義と考えてOK

- * 「御三家」
 - * ガソリン小売、酒類小売、家電小売
 - * 注意が中心
 - ▶ ガソリンで時々命令、警告
 - * 酒類は「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく規制の導入で公取委の注意が激減
- * それ以外??

9 行為要件 = コスト割れ 174-181

- * 「価格 < 費用」 （価格が費用を下回る）
- * 趣旨
- * 誰の価格と誰の費用を比べるか
- * 価格
 - * コストコ警告
- * 費用
 - * 次スライド

* 179の図 最終的にこれがわかればいい



費用：2段階のうち低いほう

- * 「廉売対象商品を供給しなければ発生しない費用」と「可變的性質を持つ費用」は同義
- * 下回ると、注目されやすく排除効果も推認されやすい
- * 日常的な会計における変動費より広い
 - ▶ 日常的な会計のための費用計算でなく、独禁法違反の成否を考えるためのもの
- * 廉売対象商品の供給のために必要なものであれば、人件費や広告費なども含む
- * 「仕入価格を下回る」など

費用：2段階のうち高いほう

* 平均総費用（総販売原価）

* 可變的性質を持つ費用 + それ以外の費用

* 「それ以外の費用」（固定的性質を持つ費用）のうち、他の商品役務と共通のものをどう見るか → 「配賦」

* 下回ると行為要件を満たすが、

* 公取委は通常は取り上げない

* 排除効果は相対的に小さい

▶ 固定的性質を持つ費用が大きい商品役務？

- * 「内部相互補助」という訳語は実態に不適合
- * 高利益部門から競争部門に利益を投入
- * 独禁法的には、競争部門から高利益部門にコスト（請求書）を回すイメージ
- * 本来のコストによってコスト割れの成否を判断

- * コスト割れ要件の要否
 - * 両説あるが、必要と解すべきではないか
- * 「排他的取引と構成すべき場合」
 - * 「忠誠リベート」の問題・・・1巡目では略
- * 日本αインテル事件

- * 本来、排除効果の成否の考慮要素の一つに過ぎない
- * これが、条文の経緯により、2条9項3号の行為要件であるかのようになったもの
 - * → あまり意味のない要件

- * 182で引用した考慮要素は、丸暗記する必要なし。具体的事案において、排除効果に関係する要素が出てきたら拾えるようにすれば足りる

競争変数が左右される状態

- * 「埋め合わせ可能性」を要件とする考え方は、競争変数が左右される状態（の可能性）を要件とする考え方であるといえる。
- * 公取委は
 - ▶ 不当廉売ガイドラインでは言及なし
 - ▶ 排除型私的独占ガイドラインで採用

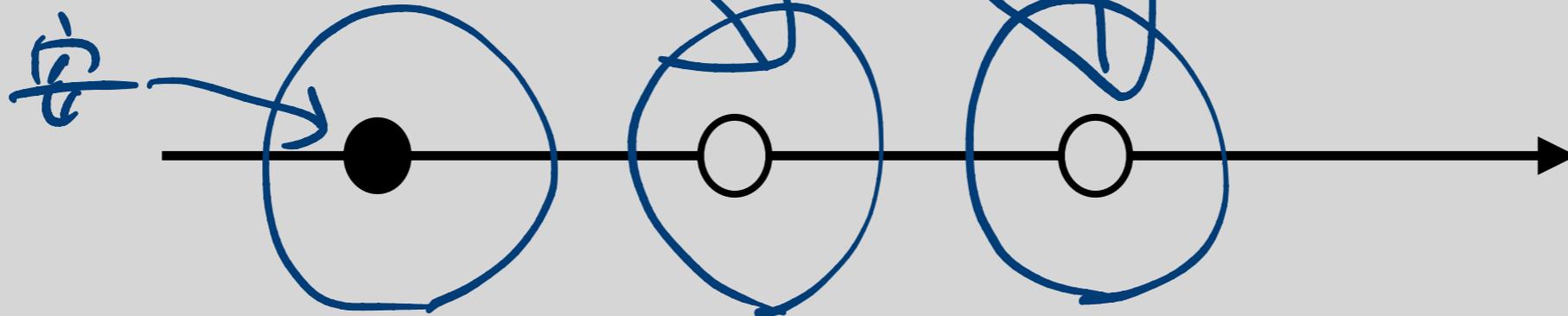
- * 公共性
- * 「きずもの」「B品」「型落ち品」

- * 福井県並行的ガソリン廉売
 - * 違反要件総論で既出

安値入札

- * 需要者（＝官公庁）が、商品役務をどう区切るかで決まる。

* 警察庁発注物件事件のパターン



* 林野庁発注物件事件のパターン

